

産業廃棄物処分業事前手続～許可申請の流れ(条例施行後)

静岡市

	事業者 (申請者)	静岡市 (廃棄物対策課)	静岡市 (関係各課)	根拠法令
事前手続	「事業計画書」提出	受付、関係各課へ意見聴取	事業計画について意見	産業廃棄物の適正な処理に関する条例 第20条第1項～第3項 " 第4項 " 第5項～第6項 第21条第3項 " 第2項 " 第1項 " 第4項 第22条第1項 " 第2項 第23条第1項～第2項 " 第4項
	送付された意見について関係各課と協議	関係各課からの意見等を取りまとめ、送付		
	協議終了後「措置内容報告書」提出	内容を確認後公告し、事業計画書を縦覧		
	「説明会開催計画書」提出	「説明会開催計画書」受付		
	開催日時、場所等を予定日の1週間前までに公表			
	説明会開催 (縦覧期間内)			
	「説明会開催報告書」提出	「説明会開催報告書」受付		
		関係住民等からの意見を受付	意見提出可能期間 (縦覧期間+2週間)	
		関係住民等からの意見を取りまとめ、送付		
	意見に対する見解書提出	内容を確認後見解書公表		
	「事前手続完了通知書」受領	「事前手続完了通知書」送付		
工事	工事着工			
	工事完了			
処分業許可	「産業廃棄物処分業許可申請書」提出	受付、審査		産業廃棄物の適正な処理に関する条例 第14条
	許可証受領	現場確認 「産業廃棄物処分業許可証」送付		